

令和5年度 高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

実施期間中に65歳の誕生日を迎えられる方は、
誕生日以降の接種となりますので、ご注意ください。

墨田区では、本年度も高齢者の方を対象とした予防接種を下記のとおり実施します。
接種を希望される方は、下記及び裏面をよくお読みの上、接種を受けてください。

1. 実施期間

令和5年10月1日から令和6年1月31日まで（期間外の接種はできません）

2. 対象者

- 令和5年12月31日現在、65歳以上の方
- 令和5年12月31日現在、60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級）
※ 予診票の「年齢」欄には、令和5年12月31日現在の年齢を記載しています。
※ 接種日現在、墨田区に住民票がない方は、対象になりません。

3. 接種場所

同封の「実施医療機関名簿」に記載された医療機関で予防接種を受けてください。
また予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。

※ 東京23区の指定医療機関でも受けることができます。墨田区外の22区での接種を希望する場合は、
接種を希望する医療機関又は医療機関所在地の保健所へ事前に実施医療機関であることを確認してください。

（注）東京23区以外で接種を希望する場合は、接種前に以下の点をご確認ください。

【入院又は入所をしていない場合】

- 接種を希望する医療機関所在地の自治体に他自治体（墨田区民）の予防接種受け入れを行っているか。
 - 受け入れを行っている場合、費用の助成はあるか。
 - 費用の助成がある場合は、墨田区が発行する「予防接種依頼書※」は自治体宛で良いか。
- ※予防接種依頼書は費用の助成を行うためのものではなく、予防接種が原因の健康被害が起こった際、予防接種法に基づく補償を受けるために必要な書類です。また、受け入れを行っていない場合、受け入れがあっても費用の助成がない場合又は依頼書が自治体宛でない場合は、医療機関宛の依頼書を発行し、医療機関が定める金額で定期接種としての対応が可能です。依頼書が必要な場合には、墨田区保健予防課までお問い合わせください。

【入院又は入所をしている場合】

実施期間中に医療機関に入院又は高齢者施設等に入所しており、特別区の区域内の委託医療機関以外で予防接種を受ける場合、定期接種として墨田区の費用助成（償還払い）の対象となる場合があります。事前の申請が必要ですので、接種を受ける前に保健予防課感染症係までお問い合わせください。

4. 接種費用

2,500円を医療機関にお支払ください。

ただし、下記に該当する方は、自己負担金が免除になります。

- 令和5年12月31日現在、75歳以上の方
- 生活保護法による保護を受けている方
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

※（2）・（3）に該当する方で自己負担額に2,500円と記載がある場合は、区役所3階生活福祉課で減免スタンプを押してもらってから医療機関にお持ちください。お手数ですが、よろしくお願いいたします。

5. 接種方法

- 接種日当日に「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」の回答欄に記入し、署名の上、接種を受ける医療機関に持参してください。※紛失された場合は、裏面の問合せ先へご連絡ください。
- 接種を受ける前に、必ず裏面の説明をお読みください。
- 接種後に医療機関により渡される「予診票〔本人控〕」は、接種した記録となります。再発行はできませんので、健康手帳に貼るなどして大切に保管してください。

必ず裏面もお読み下さい。

～高齢者インフルエンザ予防接種を受ける方へ～

◆◆◆必ず接種前にお読みください◆◆◆

1. インフルエンザとは

毎年、冬になると、季節性インフルエンザが流行します。このインフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをするとうイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことでインフルエンザに感染します。インフルエンザは普通のかぜと違い、突然に高熱、筋肉や関節の痛み、頭痛や全身倦怠感などの症状が現れ、重くなると肺炎や脳炎などの合併症を引き起こします。高齢者や乳幼児、持病のある人などは合併症で亡くなることもあります。

2. インフルエンザの予防

インフルエンザ予防接種を受けることで、インフルエンザ予防効果が得られます。また、もしインフルエンザにかかったとしても重症化を防ぐことができますので、接種についての努力義務はありませんが、接種をお勧めします。

インフルエンザに対する予防効果は、接種後およそ2週間で現れ、その効果は5ヶ月間ほど続くとされています。日本では例年12月～3月にかけてインフルエンザが流行するので、12月中旬までに接種することが望ましいとされています（ただし、実施期間中に60歳及び65歳の誕生日を迎え接種対象になる方は、誕生日以降に接種が可能となりますのでご了承ください）。

なお、65歳以上の方は、1回の予防接種で効果があることが分かっています。

3. 接種に注意を要する方

以下の方は、あらかじめかかりつけ医に接種のご相談をなさってください。

- (1) 基礎疾患（持病）がある。
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がでたことがある。
- (3) けいれんをおこしたことがある。
- (4) 免疫不全といわれたことがある。
- (5) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある。
- (6) インフルエンザの予防接種液でアレルギーを起こす可能性がある。（卵アレルギーなど）

4. 接種後の注意

- (1) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位はこすらないようにしてください。
- (2) 接種当日の激しい運動や大量の飲酒は控えてください。
- (3) 接種後、高熱、けいれん等の症状があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- (4) 予防接種後の予診票〔本人控〕は、大切に保管してください。

5. 予防接種の副反応について

予防接種後、注射の跡が赤くなったり、はれたり、痛んだりすることがあります。

また、発熱、寒気、頭痛、倦怠感等の症状がみられることもありますが、いずれも2～3日で治ります。もし、注射部位がひどくはれる、高熱が出る、じんましんが出る、呼吸が苦しくなるなど、普段と異なる症状がみられたら、早めに医師の診察をお受けください。

【問い合わせ先】

保健予防課感染症係	(電話) 03-5608-6191
	(FAX) 03-5608-6507
向島保健センター	(電話) 03-3611-6135
本所保健センター	(電話) 03-3622-9137